

情掃だより

令和5年 6月

資源の分け方・出し方

資源(9品目)

回収日当日の朝、8時までに出してください。

紙類:4種類に分けて、ひもで縛る(粘着テープは使用不可)

(1)新聞とチラシ

②雑誌と雑がみ

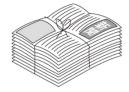
③紙パック

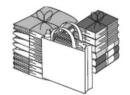
4段ボール

折込チラシも一緒に回収 本・包装紙なども可

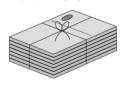
すすいで切り開く

伝票・粘着テープ・ 金具をはずす









びん・かん等:品目ごとに分け、中身が見える袋にいれる

⑤飲食用びん ⑥飲食用かん

(7)食品トレイ

8ペットボトル

可燃ごみ、または

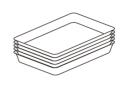
ふたは材質に応じて 菓子や海苔のかんも回収 つまようじがささる ふたも一緒に資源へ

発泡スチロール製の 皿状のもの

キャップとラベルは 可燃ごみへ









9発泡スチロール

家電等の緩衝材、 食品用の保冷箱など

伝票・ラベルははずす

スセ プッ レト ヿボ 缶ン



資源の日に回収して います。 必ず使い切ってか <u>ら</u>、中身の見える袋 に入れて出してくだ さい。

※一部地域では「プラスチック」を資源として回収しています。

集積所に出された資源の回収のしかた

- 資源回収は大田区の委託事業として行っています。
- 朝8時までに集積所に出された資源を、委託業者の2種類の車で、 それぞれ一日2回ずつ、品目別に収集・運搬をしています。

○ 細い路地の場合は 軽小型貨物車で 収集・運搬をしています。



平ボディー車 2回目

新聞・雑誌 紙パック びん・かん 発泡スチロール



小型プレス車

1 🗆 🗏	段ボール
20目	ペットボトル 食品トレイ



軽小型貨物車

								i
65年								i
覧								i
								i

小型家電のリサイクルにご協力を

区では、以下の10品目を小型家電リサイクル法に基づき、平成25年10月から小型家電のリサイクル事業を推進しています。

大田区役所や清掃事務所、特別出張所、など区内42か所での拠点回収を 実施しています。

また、10品目以外の小型家電リサイクル法対象品目についても粗大ごみや 不燃ごみとして収集後、選別を行い資源化しています。

資源化の向上に向けて皆さんのご協力をお願いします。

回収品目(10品目)



回収ボックス設置場所

- 〇消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、 区民プラザ(改修工事中はBeステーション凛に設置)、産業プラザ
- 〇大田区役所(1階 ロビー、8階 清掃事業課)
- 〇清掃事務所(大森、蒲田)、(一財)大田区環境公社田園調布本部
- 〇特別出張所(18か所)
- OJR駅付近駐輪場(入新井、蒲田駅東口、蒲田駅西口)
- ○図書館(大田、大森南、大森東、大森西、久が原、洗足池、羽田、六郷、多摩川、蒲田)

家庭用使用済みインクカートリッジ

区では使用済みインクカートリッジを区役所庁舎にて回収しています。 回収したインクカートリッジは、再生カートリッジ、カートリッジ部品、 パレット・コンテナ、ICチップ、クッション、ペンなどに再生されます。

対象メーカー

Oブラザー Oキヤノン Oエプソン Oヒューレット・パッカード

回収ボックス設置場所

- 〇大田区役所1階・8階
- 〇地域庁舎(4か所)
- ○消費者生活センター
- 〇特別出張所(18か所)

※回収対象は、対象メーカー4社の純正カートリッジのみです。 ※インクカートリッジ以外は入れないでください。

(袋や箱はお持ち帰りください。)



清掃だよりについてのご意見・お問合せ先は

清掃事業課 5744-1628 蒲田清掃事務所(調布地区) 6459-8201 大森清掃事務所 3774-3811 蒲田清掃事務所(蒲田地区) 6451-9535

